

## 計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記  
該当なし。
2. 重要な会計方針
  - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし。
  - (2) 固定資産の減価償却の方法
    - ・有形固定資産（リース資産を除く）一定額法  
ただし、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、旧定額法によっている。
    - ・無形固定資産（リース資産を除く）一定額法
    - ・リース資産  
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
  - (3) 引当金の計上基準
    - ・退職給付引当金－職員の退職金の支給に備えるため、公益社団法人千葉県社会福祉事業共助会の規定により計算した退職給付引当金を計上している。
    - ・賞与引当金－職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
3. 重要な会計方針の変更  
該当なし。
4. 法人で採用する退職給付制度
  - (1) 社会福祉施設職員退職手当共済制度  
入社平成18年4月1日以前の常勤職員は、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
  - (2) 民間退職共済制度  
入社平成18年4月1日以降の常勤職員は、公益社団法人千葉県社会福祉事業共助会の実施する退職共済制度に加入している。
5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分  
当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。
  - (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
  - (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)  
当法人では、公益事業及び収益事業を実施していないため作成省略している。
  - (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
  - (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)  
当法人では、公益事業を実施していないため作成省略している。
  - (5) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)  
当法人では、収益事業を実施していないため作成省略している。
  - (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
    - ① 清流園拠点区分
      - ア 法人本部
      - イ 特別養護老人ホーム清流園
      - ウ 清流園ショートステイサービス
      - エ 清流園デイサービスセンター
      - オ 清流園ケアサービスセンター
      - カ グループホーム清流
    - ② 清流園（ユニット型）拠点区分
      - ア 特別養護老人ホーム清流園（ユニット型）
      - イ 清流園ショートステイサービス（ユニット型）
    - ③ 希望苑拠点区分
      - ア 養護老人ホーム希望苑

## 計算書類に対する注記(法人全体用)

## 6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	87,250,000	0	0	87,250,000
建物	859,416,243	0	37,728,653	821,687,590
定期預金	30,000,000	0	0	30,000,000
合計	976,666,243	0	37,728,653	938,937,590

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し  
該当なし。8. 担保に供している資産  
該当なし。

## 9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	1,617,035,037	795,347,447	821,687,590
小計	1,617,035,037	795,347,447	821,687,590
その他の固定資産			
建物	3,207,750	1,922,592	1,285,158
構築物	44,194,065	40,423,087	3,770,978
機械及び装置	12,786,488	3,523,941	9,262,547
車両運搬具	30,988,983	18,403,990	12,584,993
器具及び備品	70,904,353	28,591,449	42,312,904
その他の固定資産	0	0	0
小計	162,081,639	92,865,059	69,216,580
合計	1,779,116,676	888,212,506	890,904,170

## 10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	116,043,817	0	116,043,817
未収金	99,442	0	99,442
合計	116,143,259	0	116,143,259

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
該当なし。12. 関連当事者との取引の内容  
該当なし。13. 重要な偶発債務  
該当なし。14. 重要な後発事象  
該当なし。15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項  
該当なし。

## 計算書類に対する注記（清流園拠点区分用）

## 1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし。

(2) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産（リース資産を除く）一定額法  
ただし、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、旧定額法によっている。

・無形固定資産（リース資産を除く）一定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金－職員の退職金の支給に備えるため、公益社団法人千葉県社会福祉事業共助会の規定により計算した退職給付引当金を計上している。

・賞与引当金－職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

## 2. 重要な会計方針の変更

該当なし。

## 3. 採用する退職給付制度

(1) 社会福祉施設職員退職手当共済制度

入社平成18年4月1日以前の常勤職員は、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

(2) 民間退職共済制度

入社平成18年4月1日以降の常勤職員は、公益社団法人千葉県社会福祉事業共助会の実施する退職共済制度に加入している。

## 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 清流園拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は、省略している。

(3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))

ア 法人本部

イ 特別養護老人ホーム清流園

ウ 清流園ショートステイサービス

エ 清流園デイサービスセンター

オ 清流園ケアサービスセンター

カ グループホーム清流

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	87,250,000	0	0	87,250,000
建物	450,936,159	0	24,355,837	426,580,322
定期預金	30,000,000	0	0	30,000,000
合計	568,186,159	0	24,355,837	543,830,322

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

## 計算書類に対する注記（清流園拠点区分用）

7. 担保に供している資産  
該当なし。

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高  
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	1,104,384,802	677,804,480	426,580,322
小計	1,104,384,802	677,804,480	426,580,322
その他の固定資産			
建物	3,207,750	1,922,592	1,285,158
構築物	42,776,065	40,035,147	2,740,918
機械及び装置	12,459,288	3,316,715	9,142,573
車輛運搬具	30,988,983	18,403,990	12,584,993
器具及び備品	45,569,662	8,285,751	37,283,911
その他の固定資産	0	0	0
小計	135,001,748	71,964,195	63,037,553
合計	1,239,386,550	749,768,675	489,617,875

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高  
債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	76,383,371	0	76,383,371
未収金	99,442	0	99,442
合計	76,482,813	0	76,482,813

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
該当なし。

11. 重要な後発事象  
該当なし。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項  
該当なし。

## 計算書類に対する注記（清流園(ユニット型)拠点区分用）

## 1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし。

(2) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産（リース資産を除く）一定額法  
ただし、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、旧定額法によっている。

・無形固定資産（リース資産を除く）一定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金－職員の退職金の支給に備えるため、公益社団法人千葉県社会福祉事業共助会の規定により計算した退職給付引当金を計上している。

・賞与引当金－職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

## 2. 重要な会計方針の変更

該当なし。

## 3. 採用する退職給付制度

(1) 社会福祉施設職員退職手当共済制度

入社平成18年4月1日以前の常勤職員は、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

(2) 民間退職共済制度

入社平成18年4月1日以降の常勤職員は、公益社団法人千葉県社会福祉事業共助会の実施する退職共済制度に加入している。

## 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 清流園（ユニット型）拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は、省略している。

(3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))

ア 特別養護老人ホーム清流園（ユニット型）

イ 清流園ショートステイサービス（ユニット型）

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	408,480,084	0	13,372,816	395,107,268
合計	408,480,084	0	13,372,816	395,107,268

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

## 計算書類に対する注記 (清流園(ユニット型)拠点区分用)

7. 担保に供している資産  
該当なし。

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高  
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	512,650,235	117,542,967	395,107,268
小計	512,650,235	117,542,967	395,107,268
その他の固定資産			
構築物	1,418,000	387,940	1,030,060
器具及び備品	22,960,403	18,727,485	4,232,918
小計	24,378,403	19,115,425	5,262,978
合計	537,028,638	136,658,392	400,370,246

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高  
債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	28,398,546	0	28,398,546
合計	28,398,546	0	28,398,546

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
該当なし。

11. 重要な後発事象  
該当なし。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項  
該当なし。

## 計算書類に対する注記（希望苑拠点区分用）

## 1. 重要な会計方針

## (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし。

## (2) 固定資産の減価償却の方法

- 有形固定資産（リース資産を除く）一定額法

ただし、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、旧定額法によっている。

- 無形固定資産（リース資産を除く）一定額法

- リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

## (3) 引当金の計上基準

- 賞与引当金 一職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

## 2. 重要な会計方針の変更

該当なし。

## 3. 採用する退職給付制度

## (1) 社会福祉施設職員退職手当共済制度□

常勤職員は、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

## 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 希望苑拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(㊸))は、省略している。

(3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(㊹))は、サービス区分1つのため省略している。

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし。

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

## 7. 担保に供している資産

該当なし。

## 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
機械及び装置	327,200	207,226	119,974
器具及び備品	2,374,288	1,578,213	796,075
小計	2,701,488	1,785,439	916,049
合計	2,701,488	1,785,439	916,049

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	11,261,900	0	11,261,900
合計	11,261,900	0	11,261,900

計算書類に対する注記（希望苑拠点区分用）

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
該当なし。
11. 重要な後発事象  
該当なし。
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項  
該当なし。